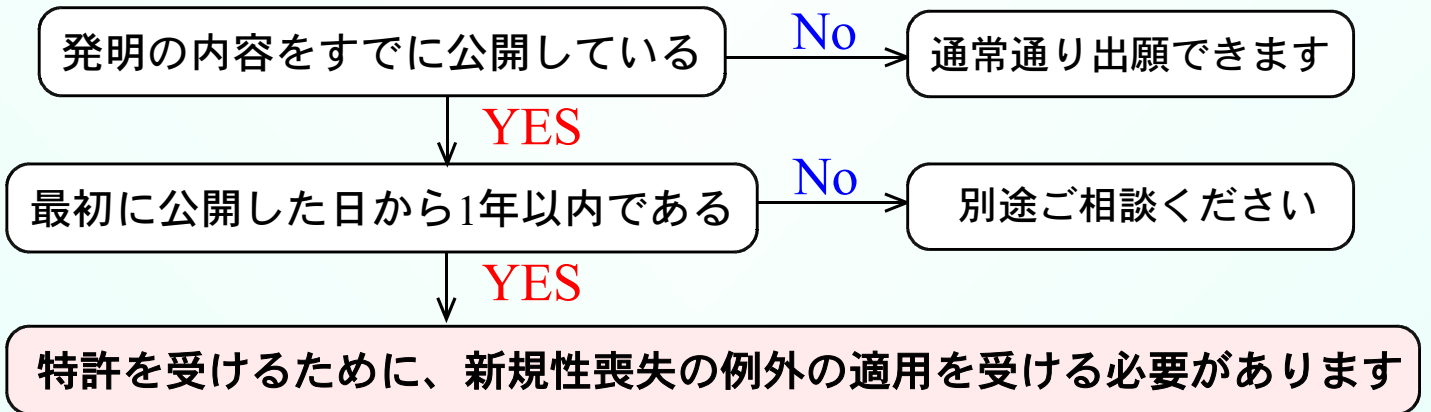


# 新規性の例外規定適用のための手続きについて

2021.04

みなとみらい特許事務所



公開の例として、以下の行為が挙げられます

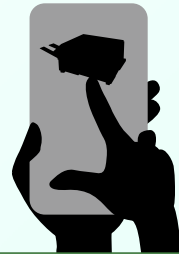


A. 展示会・発表会による公開

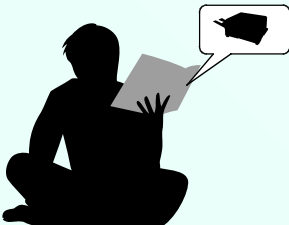


B. 製品の販売による公開

※無償の譲渡を含む

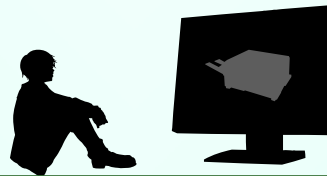


C. ウェブサイトを通じた公開

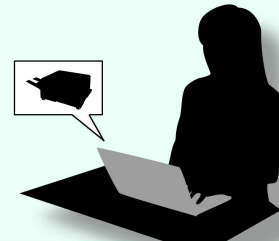


D. 刊行物への掲載による公開

※研究発表の予稿集等を含む



E. 記者会見・放送による公開



F. メール送信による公開



G. 試験の実施による公開



H. その他守秘義務のない第三者への公開

新規性喪失の例外の適用を受けるためには、上記の行為がいつ、どこで行われたのかについて、その内容を特許庁に提出する必要があります。つきましては、添付エクセルシートに情報を記入をお願いします。

## 注意点

- ・新規性喪失の例外規定は、自身の公開についての救済措置制度であり、他の理由により拒絶される場合があります。  
予めご了承をお願いします。
- ・特許庁に提出していない公開の事実が見つかった場合、それを理由にして拒絶されることがあります。  
公開の事実が複数ある場合には、それらすべての情報をご記入ください。
- ・ご自身でなされた公開をもとに、他者が新たな発明をする場合がございます。  
その場合、包括的な権利取得が難しくなりますため、出願完了までは公開しないようお願いいたします。  
公開情報をご共有いただいた後にも公開の予定がある場合は、その旨を公開内容記入シートにご記入ください。  
※出願が完了した際はその旨メール致します
- ・発明者（個人）と出願人（権利者）が異なる場合には、必ずその旨ご連絡ください。
- ・広告代理店や販売代理店等の委託先によって公開がされた場合、公開内容記入シートの「委託による公開」タブを参照いただき、内容の記入をお願いします。
- ・共同出願を検討している場合は、他の権利者が発明を公開しているか否かを今一度ご確認をお願いします。
- ・海外での権利化をご検討されている場合、国によって新規性喪失の例外規定を受けられない場合がございます。  
予めご了承ください。

**ご不明な点がございましたら遠慮なくお申し付けください。**